

新型コロナウイルス感染症に係る学童クラブの対応について

1. 学童クラブの出席率の推移について

「緊急事態宣言」を受けて、4月8日より6月末まで、登所の自粛を依頼した。

【出席率】 (％)

	4月	5月	6月	7月
月～金	27.9	19.0	51.1	70.9
土	3.3	2.7	5.1	6.0
全日	24.0	15.5	44.0	60.5

※令和2年4月7日：国による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出

※令和2年5月25日：国による「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除

2. 学童クラブ費等の減免件数について

登所の自粛を依頼した期間の出席日数による学童クラブ費等の減免件数

【学童クラブ費】 (件)

	4月	5月	6月	合計
在籍児数	1,767	1,768	1,764	5,299
減免件数	1,465	1,491	945	3,901

【延長育成料】 (件)

	4月	5月	6月	合計
申込者数	169	176	182	527
減免件数	119	126	68	313

3. 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の対応について

発行日	お知らせ文名	主な内容
4月3日	令和2年4月6日以降の学童クラブの利用について	4月7日より開所時間を 8時30分 から19時00分(延長育成時間含む)に変更
4月8日	緊急事態宣言後の学童クラブの利用について	「緊急事態宣言」を受けて、 登所の自粛 を依頼 育休復帰時期を1ヶ月延長(6月1日)
4月10日	緊急事態宣言後の学童クラブの対応に伴う協力要請について	登所自粛を要請
4月16日	新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的とする登所自粛控えるよう依頼したことにおける減免のご案内	登所自粛依頼による 学童クラブ費等の減免 ・当該月の学童クラブの出席が一度もなかった場合、学童クラブ費等の全額免除 ・当該月の学童クラブの出席日数が、月の開所日数(4月は25日)の2分の1以下(4月は12日以下)の場合は、学童クラブ費等の5割減額

5月 7日	緊急事態宣言中の学童クラブの利用について（5月11日以降）	「自粛要請期間における登所届」の提出を依頼 育休復帰時期を更に1ヶ月延長（7月1日）
5月26日	学校再開後の学童クラブの利用について（6月1日以降）	登所自粛依頼による学童クラブ費等の減免を継続（6月まで） 求職要件の入所期間を8月末まで延期 育休復帰時期をさらに1ヶ月延長（8月1日） 開所時間を通常通りに変更（6月1日より）
6月22日	7月1日以降の学童クラブの利用について	登所自粛要請ではなく、お休みのお願いに変更 登所自粛依頼による学童クラブ費等の減免は無し（7月以降）
8月20日	学童クラブにおいて、新型コロナウイルスの感染または感染の疑いが発生した場合の対応について	感染または感染の疑いが発生した場合の対応周知